

第49回平成25年3月与謝野町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成25年2月28日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後2時31分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	11番	小林庸夫
2番	和田裕之	12番	多田正成
3番	有吉正	13番	赤松孝一
4番	杉上忠義	14番	糸井満雄
5番	塩見晋	15番	勢旗毅
6番	宮崎有平	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之
10番	山添藤真		

2. 欠席議員（1名）

7番 伊藤幸男

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名	
日程第 2		会期の決定について	
日程第 3		諸般の報告	
日程第 4	報告第 1号	専決処分の報告について〔専決第1号〕 (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	(報告～質疑)
日程第 5	報告第 2号	専決処分の報告について〔専決第2号〕 (与謝野町立後野地区公民館新築工事請負契約の変更について)	(報告～質疑)
日程第 6	議案第 8号	人権擁護委員候補者の推薦について	(提案理由説明～表決)
日程第 7	議案第 9号	与謝野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	(提案理由説明)
日程第 8	議案第10号	与謝野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	(提案理由説明)
日程第 9	議案第11号	与謝野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	(提案理由説明)
日程第10	議案第12号	与謝野町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	(提案理由説明)
日程第11	議案第13号	与謝野町都市公園の設置等の基準に関する条例の制定について	(提案理由説明)
日程第12	議案第14号	与謝野町都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について	(提案理由説明)
日程第13	議案第15号	阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例の制定について	(提案理由説明)
日程第14	議案第16号	与謝野町水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について	(提案理由説明)
日程第15	議案第17号	与謝野町簡易水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について	(提案理由説明)
日程第16	議案第18号	与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野町教	

		育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第17	議案第19号	与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第18	議案第20号	与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第19	議案第21号	与謝野町簡易水道設置条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第20	議案第22号	与謝野町公共下水道条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第21	議案第23号	与謝野町立公民館条例の一部改正について	(提案理由説明～表決)
日程第22	議案第24号	香河辺地に係る総合整備計画の変更について	(提案理由説明)
日程第23	議案第25号	市町境界の決定に関する意見について	(提案理由説明～表決)
日程第24	議案第26号	宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について	(提案理由説明～表決)
日程第25	議案第27号	平成24年度与謝野町一般会計補正予算(第8号)	(提案理由説明)
日程第26	議案第28号	平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)	(提案理由説明)
日程第27	議案第29号	平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)	(提案理由説明)
日程第28	議案第30号	平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	(提案理由説明)
日程第29	議案第31号	平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	(提案理由説明)
日程第30	議案第32号	平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	(提案理由説明)
日程第31	議案第33号	平成24年度与謝野町水道事業会計補正予算(第2号)	(提案理由説明)
日程第32	議案第34号	平成25年度与謝野町一般会計予算	(提案理由説明)
日程第33	議案第35号	平成25年度与謝野町簡易水道特別会計予算	(提案理由説明)

日程第 3 4	議案第 3 6 号	平成 2 5 年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算	(提案理由説明)
日程第 3 5	議案第 3 7 号	平成 2 5 年度与謝野町下水道特別会計予算	(提案理由説明)
日程第 3 6	議案第 3 8 号	平成 2 5 年度与謝野町農業集落排水特別会計予算	(提案理由説明)
日程第 3 7	議案第 3 9 号	平成 2 5 年度与謝野町介護保険特別会計予算	(提案理由説明)
日程第 3 8	議案第 4 0 号	平成 2 5 年度与謝野町土地取得特別会計予算	(提案理由説明)
日程第 3 9	議案第 4 1 号	平成 2 5 年度与謝野町国民健康保険特別会計予算	(提案理由説明)
日程第 4 0	議案第 4 2 号	平成 2 5 年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算	(提案理由説明)
日程第 4 1	議案第 4 3 号	平成 2 5 年度与謝野町財産区特別会計予算	(提案理由説明)
日程第 4 2	議案第 4 4 号	平成 2 5 年度与謝野町水道事業特別会計予算	(提案理由説明)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 本日、伊藤議員より欠席の届が参っておりますので、皆さんにお知らせをさせていただきます。

したがいまして、ただいまの出席議員は、17名であります。

定足数に達しておりますので、これより第49回平成25年3月定例会を開会し、本日の会議を開きます。

さて、開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まだ、1月の末まで12月議会を開会していたしましたので、早速に2月の末になりますと3月議会というふうなことで、大変、議員各位におかれましてもご多忙の中、ご参集賜りましてありがとうございます。早いもので来月は、もう3月でございます。こういった時期、三寒四温と申しまして、まだまだ寒い日もあるでしょうが、すっかり河原のほうではネコヤナギも膨らみ、また、野山ではふきのとうもたくさん顔を出しています。春の訪れが本当に、自然界におきましては、本当に正直なものだどつくづく感心をしているようなことでございます。

さて、昨日の京都新聞ですか、新聞で橋立中学校へ養老中学、日置中学が合併すると、来年度から合併するというふうな話が出ていまして、私、寝耳に水であったので、大変驚いていたわけでございますが、その反面、やはり市、町、お互いにラインはありましても、この地域におきましては、もう既に町民、市民におきましては、生活レベル、また、仕事活動、営業活動、いろいろな意味で、もうこの丹後は一つになっているんだなというふうな、つくづく感じています。いつまでもおらが町、おらが市とうたっているだけでは、やはりこれからの、この地域の活性化は望めないなど、そんなふうな気がして、あの新聞記事を読ませていただきました。ぜひとも、そういった意味で今後、ごみの焼却場の運営もそうでありまして、いろんな形で近隣の市や町との連携が今まで以上に要求されると、こんなふうなことが、したがって、翻って、町民、市民生活に、また、新たな活性化を呼び起こすと、こんな気がしています。ぜひとも、そういった意味で、この本会議、本開会中は、特に平成25年度の予算審議であります。そういった角度からも、我が町の実態を見ていただきまして、ぜひとも、この私たちが町民の負託に応えられるような議会活動をしてまいりたいと思っておりますので、どうか行政の皆さんの十分なお協力をいただきまして、本3月定例会が町民から見て、本当にいい議会であったな、いいまちづくりに貢献しているなど思えるような議会にしたいと思っております。どうぞ議員各位の絶大なるご協力をお願いいたします。以上でございます。

ここで太田町長から挨拶の申し出がありますので、お受けいたします。

太田町長。

町長(太田貴美) おはようございます。

二十四節気の一つ、雨水を過ぎ、ようやく野山に降り積もりました雪も徐々に溶け始めたようで、一日でも早い春の訪れを待ち遠しく思っております。この冬は幸いにも比較的雪が少なく、安堵しているところでございます。

さて、本日は第49回平成25年3月与謝野町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに大変ご多忙の中をご参集いただき、心より厚くお礼を申し上げる次第で

ございます。また、本日は与謝野町議会、着物振興議員連盟からのお声かけで着物議会となりました。我が国有数のちりめん産地の心意気が伝わる何よりの取り組みだろうというふうに思っております。

本定例会では、専決処分の報告案件2件、人権擁護委員候補者の推薦案件1件、条例の制定及び一部改正案件15件をはじめ、辺地総合整備計画の変更案件1件、市町境界の決定に関する意見案件1件、規約の変更案件1件、今年度の各会計補正予算7件と、平成25年度各会計当初予算11件の都合39件にも及ぶ重要議案をご審議いただくこととしております。

特に平成25年度一般会計当初予算案は、一般職の給料を3%、特別職は5%削減するとともに、投資的経費を大幅に抑制し、各種団体等への補助金につきましても一律5%カットをお願いするなど、住民の皆様にも大変ご無理を申し上げなければならぬ予算案となっておりますが、平成25年度は今後5カ年の計画であります総合計画後期基本計画及び第2次行政改革大綱がスタートする年であり、最重点課題であります安心・安全のまちづくりを着実に推進する上でも非常に重要な予算であるというふうに考えております。

しかしながら、町を取り巻く経済状況は一向に景気回復の兆しが見えない中で、税収も平成25年度当初予算案では微増となっておりますが、今後も大幅な増収は見込めず、歳出抑制策として徹底した行財政改革の計画的な推進を図りながら限られた財源を効率的、かつ効果的に活用し、加悦中学校改築事業や通学路の整備、地域防災計画の改定など、交通事故防止対策や地域の基盤整備対策を盛り込むなど、町民の負託に応える、そうした予算となるよう編成作業を進めさせていただいた上でご提案を申し上げますこととしております。

いずれにいたしましても長引く不況の中で、懸命に生活をされておられる町民の皆様をお支えるために、また、町民の皆様との協働のまちづくりを一層推進していくために、行政として精いっぱい努力をしまいたいというふうに存じますので、議員の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。本定例会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（赤松孝一） 本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は、報告第1号 専決処分の報告について〔専決第1号〕（和解及び損害賠償の額を定めることについて）ほか38件であります。以上39件を上程します。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、9番 家城功議員、10番 山添藤真議員、以上2名にお願いすることにいたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの28日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月27日までの28日間と決定いたしました。

ここで今本会議から多少変更があります点、2点につきまして、既に皆さんには資料によりま

して配付はしてありますが、念のために申し添えておきます。

一般会計の当初予算の質問の件でございますが、昨年の9月定例会の決算と同じ扱いになりまして、3回目は会派の代表のみという形にさせていただきます。今回、変わることは、その会派の代表の方は私ですというふうに名前を事前に議長のほうに申告をしていただきたいと、これが1件でございます。

もう1件は、当初予算にかかわる常任委員会の委員長報告という項目ができました。当初予算は3月21日に始まるわけですが、3月21日の当初予算の審議の前に各常任委員会での内容、課題について委員長は報告をしていただきたいと、こんなふうに議運で決定いたしましたので、以上2点につきまして念のため申し添えておきます。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

最初に、総務常任委員会の活動報告をお願いします。

家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） 総務常任委員会では、2月25日の日に宮津与謝消防組合消防本部、宮津市須津にあります。そちらに委員会全員で研修に行かせていただきました。内容といたしましては、消防の現状、また、施設の見学ということで、常備消防のあり方、また、現状の報告を受けた上、本署の設備のほうを見学をさせていただき、26年には完成すると思っておりますが、デジタル無線の拡張であるとか、あと防災センターの建設予定の土地なども見学をさせていただきました。以上です。

議長（赤松孝一） 次に、文教厚生常任委員会の活動報告をお願いいたします。

野村委員長。

文教厚生常任委員長（野村生八） 前回報告後の文教厚生常任委員会の活動報告を行います。

1月18日に委員会を持ちました。その中では、学校の統廃合の問題で教育委員会の中で検討されました学校等の適正規模、適正配置に関する基本方針、この件につきまして、詳しく報告を求め、委員各位から活発な質疑等、討論がされました。これには白杉委員長にも出席を求めて行いました。また、追加補正として加悦中学校の実施設計の予算についての報告を受け、25年、26年の債務負担行為で一日も早い加悦中学校の建設に向けて取り組む内容について、調査をいたしました。

次に、2月19日に委員会を持ちまして、教育委員会より教育請願にかかわる内容について調査を行いました。また、その後、今、全国でも問題になっています体罰に関する与謝野町での取り組みについて報告を求めました。小学生、中学生、あるいは親、教員などに申告、あるいはアンケートによって情報を提供していただき、その中で体罰に関する件がありましたら調査を行い、そして、教育委員会で検討して、そして、対応していくという、そういう基本的な方向で取り組んでいる。まだ、これは取り組みは始まったばかりという内容でございました。今後とも、これらの取り組みを強めて、体罰がないよう、教育関係での体罰がないような方向での各委員からの質問等々に答えていただくと、こういう形で委員会を行いました。

以上で、報告といたします。

議長（赤松孝一） 次に、議会活性化特別委員会の活動報告をお願いいたします。

井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） それでは、活性化委員会の報告を2点、させていただきます。

一つは議会懇談会、昨年10月22日から11月30日まで、皆さんにお世話になって、私としては成功裏のうちというふうに申し上げておきたいと思います。その報告書の作成が随分、ちょっと我々、手間がかかりまして、2月13日の活性化委員会で一応、これでいいということで議員のほうから皆さん方に、きょう、本日、全議員さんにはお手元に配らせていただいておりますし、それからあと、町長部局、教育委員会部局にも一応、持っていかせていただきました。そして、ホームページで掲載をいたしておりますので、ほかの方々につきましては、まことに申しわけないですけれども、そのホームページを見ていただいて行政の方々への質問等もありましたので、よろしく参考にさせていただけたらありがたいというふうに思います。

それから、ちょっと順序が逆になりましたけれども、議会だよりも要点というのを、議会広報委員会の皆さんにお世話になって出させていただきました。それからあと、これからになりますけれども、24区、いろいろとお世話になりました区長さんというのか、区の事務所のほうに一応、5冊ずつ、これから配布をしていきたいなと思っております。これは本日、活性化委員会を開催するわけですが、活性化委員会の皆さんに直接、お世話になるようお願いを、私のほうからしたいなと、懇談会のお礼と、それから結果報告ということでお世話になれたらなというふうに思っておりますが、きょうの会議が終わってからということになります。

一応、以上で第1回の活性化委員会の主催でありました議会懇談会の報告とさせていただきます。

次に、二つ目、議員定数、議員報酬のことについて、委員会での一応、結論的なものを出しましたので、その点について少し報告をさせていただきたいと思います。新聞のほうが早いこと出まして、私の報告よりも新聞が先立ってしまったということもありますけれども、いろいろな皆さんからの意見を聞き、先進地の研修をしたり、それから、アンケートの結果や意見を参考に、また、過日、行いました全員協議会の皆さんの意見を参考に数回にわたって意見交換を委員会の中で実施をいたしました。2月13日に、その意見も大体これでいいかなというところで採決をいたしました。その採決につきましては、現状維持か定数削減、報酬削減か報酬も現状維持かという二つに分けて、これが大きな意見ということで二つに分けて採決を行い、定数については2名減、16名で次回の選挙から実施をしていくと。それから、報酬については、一部、議長の報酬、委員長の報酬等はちょっと少ないのではないかという意見がありましたけれども、現状の中ではということで、現状維持ということに決まりました。

これにつきましては、また、今後、全員協議会なり、それから本会議の中で皆さん方と一緒に最終結論を出していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上が、議会活性化委員会からの報告であります。終わります。

議長（赤松孝一） 次に、議会広報特別委員会の活動報告をお願いいたします。

小林委員長。

議会広報特別委員長（小林庸夫） それでは、議会広報特別委員会からのご報告を申し上げます。

2月14日の日に広報委員会を開かせていただきまして、2点のことにつきまして、皆さんでご審議いただきましたので、その結果をご報告させていただきたいと思います。

まず、第1点につきましては、きょう現在、一般質問は40行、それぞれ各議員さんの発言の記事を提出いただいておりますが、質疑につきましては、今までどおり35行ということをお願いしようということになりましたので、1月21日、22日と二日間にわたっての、この与謝野町の総合計画後期基本計画の審議も皆さん熱心に行っていたんですが、それらも含めまして、この3月、きょう始まりました予算審議も含めましての35行以内という形で記事のほうを作成をお願いしたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つは議会だよりの配布先につきましてはでございますが、ある金融機関さんから町報はいただいておりますけれども、議会だよりがいただけたらというような要望があるということを杉上議員さんのほうからお聞きしまして、今日現在、どういったところに配布されておられるのか、事務局にお尋ねしましたら、各小学校でありますとか、保育所、あるいは公民館、福祉施設、そういったもろもろのところが、医療機関等もございましたけれども、金融機関さんには、まだ、配布してなかったということでございまして、町内の銀行さんが二つ、京都北都信用金庫さんが3カ所、JA京都さんが3カ所、この8カ所と、合わせまして、そのほかに医療機関の与謝の海病院がございませんでしたので、与謝の海病院、それから、北近畿丹後鉄道の野田川駅、クアハウス岩滝、それから、野田川ユースセンター、リフレかやの里、こういったところに新たにお願ひに行ってきたまして置かせていただくことになりました。

それぞれの職場に与謝野町以外から職員さんもお勤めになっておられまして、こういった与謝野町の動きというのを知る上において非常に参考になると、きょうまでは回覧板で回ってくるのを個人的に持ってきてやっておったというようなお言葉もお聞きしまして、今後は本当に、私たちの議会の動きといったこともあわせて皆さん方で認識いただいて、ともどもに、このまちづくりの一環のね、また、ご協力をいただくことの一助になればと、このように思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、議会広報委員会の報告を終わります。

議長（赤松孝一） 次に、庁舎問題特別委員会の活動報告をお願いします。

谷口委員長。

庁舎問題特別委員長（谷口忠弘） それでは、庁舎問題特別委員会の報告をさせていただきます。去る1月24日に第15回庁舎問題特別委員会を開催をさせていただきました。この委員会につきましては、15回の委員会については請願審査の取り扱いについて委員の各位のご協議をいただいたわけでありまして、本請願は与謝野町庁舎問題を考える会代表、山添政就氏ほか2、544名の方から平成23年8月20日付で出されたものであります。現在までに5回の委員会と4回の分科会を開催させていただき審議を重ねてまいりました。

この間、行政の動きとしましては、平成24年1月31日に町長の諮問機関として庁舎統合検討委員会が立ち上げられ、一定の結論を得て平成24年11月7日に町長へ答申が出されました。当委員会としましては、その答申の結論を尊重する立場から、その行方を見守り、その後、一定の結論を出そうと考え、今日まで少し時間を要した次第であります。

そこで第15回の委員会で各委員から意見を求めましたところ、請願事項の一つ目の庁舎は合併協議会での合意事項を尊重し、分庁舎方式を堅持することについては今後の厳しい財政状況を鑑み、総合庁舎方式に移行することは必須であるとの大方の委員の皆さん方の意見でございまし

た。また、本庁舎がどこにせよ、支所機能をどう持たせるのか、福祉、防災面での懸念を生じさせないよう配慮が必要であるとの意見がたくさんございました。

さらに合併協議で取り交わされました協定書の効力については、平成24年5月10日に合併後のまちづくりを考えると題して同志社大学教授の真山達志先生をお招きし、お話をお伺いしたところであります。その中で先生は、合併協議会での結論は、法的な拘束力を伴うものではなく、変更は可能であるとの見解を示されたことも委員会で確認をさせていただきました。

請願事項の二つ目の町政懇談会での町民の意見を尊重すること、このことにつきましては、そのことは当然でございますが、今般の庁舎問題については、住民各位の多様な意見があり、町長が当初の考えをもとに、各地区から選出された民間の方々による庁舎統合検討委員会を設置されることは大いに評価をするところであります。これらを踏まえまして、請願の採択について協議を行ったところ、この請願は出されたときから情勢や事情が大きく変化しており、請願の内容についてもかなりの部分で実現できている部分もあり、全文を採択することについては難しいところであると、まず、そういうことと、もう一方ではですね、この問題は行政側が事前に検討委員会を立ち上げて、少し拙速に進めていたところがあり、住民感情に対する配慮が欠けたことも否めないのではないかという意見がございました。

以上のことにより、最終的には一部の委員からは採択すべきとの意見がございましたが、多くの意見としては審議未了につき廃案とすべきというものであり、そのような結論にさせていただきました。

また、今後の当委員会ですが、まとめ報告書はもちろんでありますが、一定の行政に対しての答申と申しますか、成果物を出すかどうかについてや、また、今後の当委員会を閉会、もしくは継続するか否についての議論を交わす予定にしております。これは3月議会では、大変日程がたて込んでおりますので、4月に委員会を待たせていただいて、先ほど申しましたような2点について委員からのご意見を賜りたいと、このように思っております。

以上で、庁舎問題特別委員会からの報告とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 次に、収賄事件再発防止調査特別委員会の活動報告をお願いいたします。

有吉委員長。

収賄事件再発防止調査特別委員長（有吉 正） おはようございます。

収賄事件再発防止調査特別委員会の活動報告をいたします。去る12月議会で11月6日、京丹波町議会への視察研修と11月22日、第1回公判の傍聴を報告いたしました。12月20日、第2回公判があり、本年1月16日、判決が下され、控訴はされず、加重収賄罪の刑は確定をしておるところです。

去る2月12日、福知山市に研修に参りました。平成20年3月、百条委員会を設置され最終報告まで2年半をかけられております。証人喚問、参考人招致には名誉毀損など、人権に配慮することなど、弁護士に随時教えを受け進めてこられております。特に再発防止について、福知山市の対応は同年、平成20年ですが、3月行政組織及び職員の職務に係る法令遵守の推進及び倫理の保持のために必要な事項を定めるとともに、公平かつ公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講じることにより公務に対する市民の信頼を確保し、市民の利益の保護に資することを目的として、福知山市における法令遵守の推進等に関する条例を制定されております。また、

同年6月26日の条例の施行日にあわせ、福知山市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則、福知山市倫理規則、福知山市外部公益通報に関する規則を制定施行をされております。これらの条例規則では、贈与等への対応、不当要求行為への対応、公益目的通報制度、これは内部通報、そして、公益目的通報制度、外部通報の四つの制度を定めています。

その12月に出された85ページにわたるコンプライアンス制度ガイドブック、これでございますけれども、かなり詳しく、パターンによって書かれ、当町も参考になるのではないかなというふうに思っております。大きな市からも問い合わせがあるとお聞きをしました。

京丹波町、福知山市ともに収賄罪、収賄側、贈賄側と同時に裁判が進んでおります。当町の今度の事件では、やっと今度、3月19日に贈賄側の第1回の公判が始まります。公判議事録の閲覧も3月半ばごろの見込みと聞いております。当委員会では裏づけをもって進めていかなければなりませんので、早く結論をと思われる方もあろうかと思いますが、どうかご理解を賜りたいと、このように思っております。

以上、収賄事件再発防止調査特別委員会の活動報告を以上といたします。

議長（赤松孝一） 続きまして、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

与謝野町宮津市中学校組合議会定例会の報告をお願いいたします。

山添議員。

- 10番（山添藤真） 昨日、与謝野町本庁舎において、平成25年第1回与謝野町宮津市中学校組合議会の定例会が開催されました。提案された議案としては4件、第1号議案が与謝野町宮津市中学校組合監査委員条例の一部改正について、第2号議案が与謝野町宮津市中学校組合教育委員会委員の任命について、第3号議案が平成24年度与謝野町宮津市中学校組合一般会計補正予算（第2号）、議案第4号が平成25年度与謝野町宮津市中学校組合一般会計予算についてでした。

全議案可決をされましたが、第2号議案の人事案件については、表決が割れました。任命されたのが当町の垣中教育長だったこともあり、宮津市議会の木内議員から、加悦中学校の改築をめぐる収賄事件の経過説明を求める動議が提出され、全員協議会が開催された結果、意見調整が行われました。そして、この議案については賛成多数という形で可決をされました。以上です。

議長（赤松孝一） 次に、宮津与謝消防組合議会定例会の報告をお願いします。

井田議員。

- 13番（井田義之） それでは、宮津与謝消防組合の定例議会について、ご報告させていただきます。

2月21日に宮津の市役所の議会で開催をされました。議案につきましては、公平委員の選出、それから、24年度の補正予算、それから、25年度の予算が主な内容でありますけれども、25年度の予算についてだけ、かいつまんで報告させていただきます。

総額は9億円と、前年度比8.6%の増額です。そのうち人件費は79%ということで80%を1%切っております。それから大きな金額といたしましては救助工作車ということで、レスキューの部分だということですが、9,000万円の購入予算を承認をいたしました。一応、これにつきましては三連ばしごのはしごもついておると、それから、クレーンについては2.9トンのクレーンがついておるということで、京都府の中でも精華町だとか宇治だとかというところも買っておられますので、その分を購入するというので、災害時の建物の下なんかも作業がしやすいような工作車のようであります。

以上が、一応、議案として出た分です。その後、一般質問がありまして勢旗議員のほうから一般質問をされました。最近、話題になっております地下タンクの、40年の年がたつと全部入れかえなければならないというようなことで、大変金額がかかるということで、スタンドがどんどんと減っておるといふ地区もたくさんあります。そのことについては、今の宮津与謝の現状はどうかというような質問をされました。

それから、あとは長崎での、ホームでの火災がありました。その火災でスプリンクラーの問題が新聞紙上、出ておりました。これについてはどのような格好で宮津与謝としては対応しておるかのという質問をされました。以上です。細かいこと、もし聞きたい方は勢旗議員に聞いていただけたらありがたいと思います。以上で報告を終わります。

議長（赤松孝一） 次に、京都府後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をお願いします。

今田副議長。

副議長（今田博文） 2月8日に京都市内で後期高齢者医療広域連合議会が開催されました。

議案につきましては補正予算、それから、25年度一般会計、それから、医療特別会計でございます。予算規模につきましては、運営経費に充てる一般会計が8億1,923万円、それから、医療給付に充てる特別会計が3,048億9,642万5,000円ということでございます。

それから、保険料について議論がありました。保険料の平均は一人7万5,033円になります。そのうち京都市が6,752円低い、それから京丹波市が2万3,710円高くなっております。率にしますと京都市は109%、丹後圏は80%、京丹波は68%になります。このような状況の中、不均一課税の継続を求める声がありました。この不均一課税につきましては、あくまでも激減緩和のための制度であったので、このままの継続は難しいというふうな理事者側の答弁がありました。

それから、2点目ですけれども、この広域連合の議会の年間回数が2回でございます。非常に回数が少ない中で十分な議論ができないということがあります。そういった中で閉会中でも質問ができるように、いわゆる国会の質問趣意書の例に倣い、文書による質問答弁の制度化について議論がされました。その結果につきましては、会議規則と整合性がとれるように、次回に協議をされるということになりました。主な点については、以上でございます。

議長（赤松孝一） 最後に私のほうから京都地方税機構議会定例会、また、京都府市町村議会議員公務災害補償等組合議会定例会について、報告をいたします。

京都地方税機構議会の定例会は2月16日に京都の平安ホテルでございまして、第1号議案は平成25年度の税機構の一般会計予算、第2号議案は平成24年度の一般会計の補正予算（第1号）、そして第3号議案としましては、副広域連合会長の選任について同意を求める件であります。第4号議案は監査委員の選任についてでございます。中山市長さんが京丹波市の広域連合の副会長になられました。同意をされました。それから、監査委員につきましては、大山崎町の山本圭一議長が選任をされました。また、1号議案、2号議案につきましては、いろいろと意見もございましたが、特段、皆さんに報告するほどのことはございませんでした。資料につきましては、議会事務局のほうに置いておきますので、ごらんおきを願いたいと思います。

また、京都府市町村議会の議員公務災害の補償等の組合議会につきましては、特段、報告するまでのこともございませんでしたので、以上、報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第4 報告第1号 専決処分の報告について〔専決第1号〕（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

直ちに報告を求めます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 報告第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより専決処分したので、その内容をご報告申し上げます。

専決処分の対象となりました事項は1件でございます。平成24年10月26日、午前11時40分ごろ、公務のために訪れていた与謝野町字岩滝1139番地におきまして、水道課の職員が運転する公用車と、相手方が所有している軒先設置の電光看板が接触するという事故が発生いたしました。幸いにけがはなかったものの相手方所有の電光看板の一部が破損してしまったものでございます。この事故について、当町が加入する保険会社と相手方で協議しました結果、過失割合は当方が100%、相手方がゼロ%とした上で、相手方の損害額7万350円全額を公用車の対物保険から賠償し、一方の公用車につきましては、公用車に損害が見当たらないことから、損害額をゼロ円とすることで示談が成立したものでございます。

この事故について、示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして専決処分としました。なお、今後は一層安全運転に努めるよう職員に指導してまいる所存でございます。

以上、簡単にご説明し、報告とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで報告第1号を終わります。

次に、日程第5 報告第2号 専決処分の報告について〔専決第2号〕（与謝野町立後野地区公民館新築工事請負契約の変更について）を議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 報告第2号 与謝野町立後野地区公民館新築工事請負契約の変更について、地方自治法の定めにより専決処分したので、その内容をご報告申し上げます。

まず、この工事の概要でございますが、与謝野町立後野地区公民館を老朽化等により新築移転する工事でございます。本事業の実施におきましては、地元後野区より事業費の圧縮について強い要望があったため、その点にも注意を払いながら地元や設計事務所と協議を積み重ねて、当初設計を行い、それに基づき事業を進めてまいりました。しかし、事業を進める中で、やはり本工事の中で実施したほうがよい事項の追加や現場での調整により材料や工法の調整などを行った結果、122万100円の増額となる変更契約を行ったものです。お配りいたしております報告書の最後のページに専決処分書の別紙資料をおつけしておりますので、ごらんいただけたらと思います。

まず、工事を進めていく中で、現場での取り合いにより材料や工法等の変更が生じたことやイ

ントラネット設備の対応を追加したこと、さらに安全面を考慮し、フェンスの追加などを行いました。また、地元区から防災用のアマチュア無線設備や外部水栓柱、食器棚などの追加要望があり、その対応のため必要な工事等を行いました。これらの変更により合計で122万1000円の増額となったものでございます。

資料の一番下に財源内訳をおつけしておりますが、事業費の3分の1を地元区からの寄附で、残りを起債及び一般財源で調整しております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、ご報告とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで報告第2号を終わります。

次に、日程第6 議案第8号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第8号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

与謝野町では、現在、11名の人権擁護委員にお世話になっており、任期は3年で、議会の意見を聞き、町長が推薦し法務大臣が委嘱することになっております。

現在、委員をお世話になっております、上西義仁氏の任期が平成25年6月30日をもって満了となるため、人格高潔で最適任者として同氏を引き続き委員として推薦いたしたくご提案を申し上げます。法務大臣の委嘱手続に時間を要するため6月議会で審議していただくことでは間に合わないことから、今議会に提案させていただいたものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

本案は原案の候補者を最適任者として推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと求めます。

よって、議案第8号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第7 議案第9号 与謝野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第9号 与謝野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成21年に発生した新型インフルエンザA/H1N1の教訓を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザや、同様な危険性のある新感染症に対し、必要な法制を整えるため平成24年5月11日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されました。同法第34条では新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は市町村行動計画で定めるところにより、直ちに市町村対策本部を設置しなければならないと規定されており、本町においても対策本部条例を定めることとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） それでは、私のほうから詳細について、ご説明を申し上げます。

今回の条例化につきましては、平成24年5月11日に公布されました5月に施行を迎えます新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づくものでございます。この法律では新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしたり、または、そのおそれがあると認められますと、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発表されます。その場合に町で対策本部を設置しなければならないといったことになっておりますので、今回、条例を制定いたしまして、その際の対策本部に関し必要な事項について規定をするものでございます。

資料といたしましては、この条例の資料、議案資料にもつけさせていただいております。ページでいきますと2ページ、3ページということで、議案第9号資料とさせていただきます。またこれを、ここに大体、概要について書かせていただいております。また、ごらんいただきたいというふうに思っております。そうした中で、この条例につきましては設置の趣旨、それから対策本部における組織の構成員の役割、情報交換を円滑に行うための会議の招集、部の設置等に関する事項が、これらが条例で規定しなさいということになっております。そうしたことにおきまして今回、条例を提案をさせていただくものでございます。ご審議をいただきまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。私からの説明とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第8 議案第10号 与謝野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、及び日程第9 議案第11号 与謝野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第10号 与謝野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、並びに議案第11号 与謝野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきまして、一括提案とさせていただきます、提案理由のご説明を申し上げます。

平成23年8月30日に地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律整備に関する法律、第2次一括法が公布されました。

これに伴い、地域密着型及び地域密着型介護予防サービスの事業の運営等の基準について、厚生労働省令に定める基準を参酌して、条例で定めることになったものでございます。内容のほとんどは、省令のままとしておりますが、利用者へのサービス提供等の記録の保存年限を長期化し、記録の散逸を防ぐことや、非常災害対策として、地域と連携して訓練等を行うこと。また、適正で手厚い職員勤務体制を確保するため、ユニット共同生活住宅ごとの勤務の体制を定めることなどを、町独自の項目として掲げております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第10 議案第12号 与謝野町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第12号 与謝野町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、平成23年8月30日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第2次一括法が公布されました。これに伴い、町が管理します都市公園について特定公園施設の設置に関する基準を条例で定めることとなったものでございます。今回の基準につきましては、国の省令で定めています基準を参酌して条例化するものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案につきましても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第11 議案第13号 与謝野町都市公園の設置等の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第13号 与謝野町都市公園の設置等の基準に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、平成23年8月30日に地域の自主

性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第2次一括法が公布されました。これに伴い、町が管理する都市公園について、都市公園の設置等の基準を条例で定めることになったものでございます。今回の基準につきましては、国の法律及び政令で定めています基準を参酌して条例化するものでございます。よろしくご審議いただき、何とぞご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第12 議案第14号 与謝野町都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第14号 与謝野町都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、平成23年8月30日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。これに伴い、町が管理する都市下水路について構造の基準等を条例で定めることとなったものでございます。今回の基準につきましては、国の政令で定めています基準を参酌して条例化するものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案につきましても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第13 議案第15号 阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第15号 阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

都市機能用地の利活用につきましては、これまで阿蘇シーサイドパーク整備計画設計審査委員会におきましてご意見をいただき、グラウンド・ゴルフ場として整備を行ってきたところでございます。この施設は、町民の皆さんの交流の場として、また、健康増進を図る場として利用していただくことを目的としており、さらに日本三景の一つである天橋立の眺望景観を生かし、町外へのPRを行い、交流人口の増加を図っていきたいというふうに考えております。

このたび、施設の整備に伴い利用方法等について、必要な事項を条例で定めることになったものでございます。よろしくご審議いただき、何とぞご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案につきましても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第14 議案第16号 与謝野町水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について及び、日程第15 議案第17号 与謝野町簡易水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第16号 与謝野町水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定、並びに議案第17号 与謝野町簡易水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定につきまして、一括提案とさせていただきます、提案理由のご説明を申し上げます。

平成23年8月30日に、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第2次一括法が公布されました。これに伴い、水道事業並びに簡易水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格について、水道法施行令に定める基準を参酌して条例で定めることになったものでございます。

内容のほとんどは、施行令のままとしておりますが、簡易水道事業の布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格については、基準を厳しくさせていただいております。これらの基準は、それぞれの学歴に応じて技術上の実務経験年数を付して与えられることになっておりまして、従来、簡易水道事業の布設工事監督者資格、並びに水道技術管理者資格は、技術上の実務経験年数が水道事業の半分以上でよいことになっておりました。しかし、当町では平成28年度の上水道への統合を見据えた上で、その差をなくすこととし、上位の基準に統一させていただいたものでございます。以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで、50分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時50分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

次に、日程第16 議案第18号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第18号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、厳しい財政状況の中で、財源の確保を図る対策の一環として、また、平成25年度の当初予算を編成する中で、徹底した歳出経費の削減を行いましても、なお多額の歳入不足が容易に予想され、住民の皆さんにもご負担をお願いしなければならない状況にありますので、私ども特別職の給料を減額するものでございます。さらに、この後に、ご提案いたします職員の給与に関する条例の一部改正において、一般職の職員にも応分の痛みをお願いすることとしております。なお、今回の改正による削減効果につきましては、給料3人分で、およそ110万円を見込むこととしております。

一方、農業委員会では現在26名の、管内1,100ヘクタールを超える農地を対象とした活

動をしていただいておりますが、合併前と比較をしますと、委員さん一人当たりが担当する面積は大幅にふえ、また、平成22年12月に農地法が改正され、遊休農地に関する措置として、農地の利用状況調査が農業委員会の法令業務とされ、毎年、全ての農地の利用状況を確認する必要があるなど、業務量がふえていることから、近隣市町の報酬額の状況も考慮し、会長及び委員の報酬額について増額をお願いするものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第19号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長（太田貴美） 議案第19号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、財源の確保を図る対策の一環として、職員の給料を一律3%カットする措置を実施するため、必要な規定を条例の附則に加えることが主な内容でございます。

今回の改正では、給料の一律カットにつきまして、特に職員には合併以来、平成19年の給与構造の見直しや、平成20年、21年度における給与の一律3%カットを含め、給与費の大幅な削減や欠員不補充による業務量の増大に対して、深い理解と協力をいただいておりますし、職員は、これらのたび重なる要求に対して、よく耐えて日常の業務を邁進してくれておりますが、平成25年度当初予算編成において、歳出の徹底した削減を行う中で、職員にも再び応分の痛みをお願いすることは、避けて通れないものと判断し、職員組合とも交渉を重ねて、その同意を得た上で、このようにご提案を申し上げた次第でございます。

この改正による削減効果につきましては、およそ2,800万円を見込むこととしております。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（赤松孝一） 本案につきましても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第20号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長（太田貴美） 議案第20号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が、平成24年6月27日に公布され、また、本年1月18日に地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、本年4月1日から施行されることとなりました。

この条例改正は、これらの法律及び政令の公布等に伴い、障害者自立支援法の題名が改正されたことから、本条例におきましても所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議いた

き、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第21号 与謝野町簡易水道設置条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第21号 与謝野町簡易水道設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

この条例改正は桜内、奥滝、峠簡易水道施設の老朽化に伴い、応援体制及び管理体制の確立を含めた一体的な整備を行うため、与謝簡易水道に統合した上で、与謝簡易水道統合整備事業として、平成25年度から着手するのに先立ち、名称、給水区域、給水人口及び一日給水量を事業認可の値に改正するものでございます。改正内容につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

簡易水道設置条例では、第2条で各水道事業の名称、給水区域、給水人口及び一日給水量を別表のとおりとして定めており、本改正は、この別表を改正するものでございます。お配りしております議案資料の8ページに新旧対照表をおつけしておりますので、ごらんください。

本改正は、この表のうち与謝、桜内、奥滝、峠の四つの簡易水道を与謝簡易水道統合整備事業として整備するため、来年度からの事業実施に先立ち事業認可を変更しましたので、認可の値に合わせ名称、給水区域、給水人口及び一日給水量を、それぞれ改正しております。

初めに名称でございますが、現行の表中、中ほどの桜内、奥滝、峠の三つの簡易水道につきましては、与謝簡易水道に統合しますので廃止となり、改正案では削除し、かわりに与謝簡易水道の給水区域は、これらを含めた区域に変更しております。

次に、給水人口でございますが、現行の統合する四つの簡易水道の給水人口は、足していただきますと1,961人となり、改正案の与謝簡易水道では1,560人となっておりますので、統合したにもかかわらず401人の減少となっております。同様に、一日給水量につきましても、現行の四つの簡易水道の合計は972.6立方メートルとなり、改正案の与謝簡易水道では、885立方メートルで、87.6立方メートルの減少となっております。これらは、事業認可における給水人口の算定が、現在から過去10年間の人口増加率を、また、一日給水量については、それら一人当たりの使用水量プラス、学校や宿泊施設などの使用水量を、それぞれ根拠といたしまして、新たに向こう10年間の将来予測を算定することとなっているために、減少したものでございます。

また、今回の条例改正に合わせ、給水区域の表記を「字」から始まるように統一するため、野田川地域の各簡易水道給水区域に「字」の文字を挿入しておりますのと、石川簡易水道につきましては、大宮地区も石川地区であることから、改正案では削除させていただいております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。
次に、日程第20 議案第22号 与謝野町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
太田町長。
- 町 長（太田貴美） 議案第22号 与謝野町公共下水道条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。
地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、平成23年8月30日に、地域の自主性及び自立性を高めるための、改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。これに伴い、下水道法の一部が改正され、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならないとされたことから、与謝野町公共下水道の構造の技術上の基準を定めるべく、今回、所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。
- 議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。
次に、日程第21 議案第23号 与謝野町立公民館条例の一部改正についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
太田町長。
- 町 長（太田貴美） 議案第23号 与謝野町立公民館条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。
今回の改正につきましては、後野地区公民館の改築移転に伴い、条例に定められている後野地区公民館の位置、与謝野町字後野868番地を、与謝野町字後野586番地1に変更するものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。
- 議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第23号を採決いたします。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(起立全員)
- 議 長（赤松孝一） 起立全員であります。
よって、議案第23号 与謝野町立公民館条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第22 議案第24号 香河辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします

す。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第24号 香河辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律、第3条第1項の定めにより、議会の議決を経て計画を変更する必要があるものでございます。この法律に定める計画は、当該辺地に係る公共的施設の総合かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地と、その他の地域との間における、住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的としています。この計画に基づいて、事業を実施するものについては、財政上の優遇措置である辺地対策事業債の対象事業として認められるものでございます。

なお、当該地域の辺地計画につきましては、昨年9月定例会で計画策定のご承認をいただきましたが、町道明石香河線改良事業の事業費に変更が生じたので、今回、変更するものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第23 議案第25号 市町境界の決定に関する意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第25号 市町境界の決定に関する意見について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、阿蘇海、天橋立を含む近隣一帯が丹後、天橋立、大江山国定公園に指定され、天橋立を世界遺産にという機運が高まっている中で、美しい環境景観を次世代に継承していくということが、これまで以上に重要であると考えております。阿蘇海の境界につきましては、これまで定められておりませんでした。境界を定めることにより与謝野町及び宮津市の面積が増加し、普通交付税が増額となることから、その分を阿蘇海の環境保全に活用していくことで、美しい環境景観を次世代に継承していくことができるのではと考えております。

つきましては、京都府から本町及び宮津市に対し、地方自治法第9条の第2第1項の規定による市町村の境界の決定に係る意見の照会を受けたところであり、この意見照会につきましては、地方自治法第9条の2第3項の規定により議会の議決を経る必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課より説明をさせますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 議案第25号 市町境界の決定に関する意見につきまして、もう少し詳細のほうをご説明申し上げます。

本件に係ります経過でございますが、京都府の総面積と京都府内市町村の面積の合計を比較したところ、4.81平方キロメートルの誤差が生じていることが、総務省の指摘により明らかになり、この面積が阿蘇海分の面積であったことが判明いたしました。そこで、京都府から境界確定をされてはどうかと申し入れがあり与謝野町、宮津市の担当者レベルで協議を進めてまいりました。

町長が先ほど申し上げましたとおり、阿蘇海の境界を確定することにより、住民の皆様に阿蘇海の環境保全に目を向けていただくとともに、与謝野町及び宮津市の面積が増加することで、普通交付税が両市町合計で約250万円程度増加となる見込みであり、天橋立を世界遺産にという機運の高まりもある中で、この交付税の増額分を阿蘇海の環境保全に活用していこうというものでございます。

なお、境界設定につきましては、岸からの距離の中間点、これは岸を接点とする円の中心ということでございますが、これを結んでいく等距離線主義により京都府が設定をされております。この方法については、一般的な手法であり、琵琶湖の境界確定にも用いられたとのことでございます。詳細につきましては、議案資料追加版の17の1ページに図面をつけております。岸を接点とする円を阿蘇海上で描けるだけ描いて、その円の中心をP点とし、P1からP20まで、20点を設定しております。一方で、宮津市と与謝野町の陸上の境界をK点とし、K1からK4まで4点を設定しております。これらを結んだものを阿蘇海の境界といたすものでございます。

議会でご承認がいただけました後は、京都府に回答し、京都府が総務大臣へ届け出をし、総務大臣告示を経て、早ければ平成26年度の普通交付税に反映をされるものでございます。以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第25号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。
よって、議案第25号 市町境界の決定に関する意見については、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第24 議案第26号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第26号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成25年4月1日から宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会の事務局の担当市町を変更することに伴い規約の一部を変更することについて、地方自治法第252条の7第3項において、準用する同法第252条の2第3号の規定により議会の議決を求めます。

なお、事務局の任期につきましては、審査会設置時の申し合わせにより、与謝野町と宮津市の2年ごとの持ち回りとしております。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第26号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第25 議案第27号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第27号の平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は4,715万9,000円を減額し、総額を114億9,286万3,000円といたすものでございます。まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。26、27ページをお開き願います。最初に全科目にわたる共通点ですが、今年度の事業実績の見込める事務事業につきましては、不用となります経費につきまして減額をさせていただいております。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では、職員人件費を1,096万8,000円追加いたしております。これは、本年度末に勸奨退職により退職する職員の9名分の退職手当組合特別負担金を1,834万4,000円追加するほか、共済組合追加費用負担金を負担額確定に伴い691万1,000円減額するなどいたしております。

次に、30、31ページの第10目情報システム費では、次期基幹業務システムを町村会開発システムのトライエックスに確定したことに伴い、システム導入負担金の支払いが25年度になりましたので、京都市町村基幹業務支援システム導入負担金を3,100万円減額するなど、総額で3,583万1,000円を減額いたしております。

次のページの第12目有線テレビ管理費、有線テレビ施設整備事業費では、インターネットプランへ変更される加入者の方が大変多くございましたので、送受信設備機器購入費など、総額で389万6,000円追加いたしております。

次に38、39ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、社会福祉協議会補助金を231万7,000円追加いたしております。これは社協事業であります移送サービス事業の一部を支援するものでございます。その下の国民健康保険特別会計繰出金では、事業勘定への繰出金を基盤安定負担金及び財政安定化支援事業分の交付決定や、保険事業の実績に伴い243万8,000円追加いたしております。

次に、社会福祉総務費、一般経費では介護保険特別会計繰出金を各種介護サービス給付費などの増額に伴い360万4,000円追加いたしております。第2目障害福祉費、障害福祉サービス事業では支援事業給付費などを、それぞれ実績見込みから追加、あるいは減額し、総額で651万3,000円を減額いたしております。

次に、42、43ページの第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費では、子ども手当支給業務を子ども手当の支給見込みから2,300万円減額いたしております。

次のページの第4款衛生費、第1項保健衛生費、保健衛生総務費、一般経費では、簡易水道特別会計繰出金財政調整分を9,500万円追加いたしております。これは昨年度と同様、統合に向けた財政調整として簡易水道財政調整基金積立分として繰り出すものでございます。

次のページの第2目予防費は母子保健事業、予防接種事業など、それぞれ実績見込みから追加、あるいは減額し、総額で618万5,000円追加いたしております。

次に、48、49ページ、第5款労働費、第1項労働諸費、第2目雇用対策費は、国の財政対策による震災等緊急雇用対応事業により、京都府で積み増しされた基金を24、25年度で活用するもので、現下の厳しい雇用情勢に配慮し、環境に優しいお米販売事業など、三つの事業を実施することとし、総額で49万3,000円追加いたしております。

次に50、51ページの第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、京野菜こだわり産地支援事業では、第19節負補交パイプハウス整備事業補助金を事業実績により1,751万6,000円減額いたしております。

52、53ページから次のページにかけての命の里事業につきましては、命の里事業の補助対象内容の大幅な見直しに伴い、多くの経費が補助対象外となったことから、総額で3,208万8,000円を減額いたしております。

次の過疎集落等自立再生緊急対策事業につきましては、国の経済対策による大型補正の一つで、2,000万円を追加いたしております。これは地域経済の活性化、過疎集落の自立再生に資する事業に対する補助事業であり、25年度実績予定のリフレかやの里周辺で実施する、ひまわりイベント事業や、24年度に実施した京都Xキャンプ事業などを取り組む予定にしております。その下の強い農業づくり交付金事業は、第19節負補交を2,800万円追加いたしております。

こちらにつきましても国の大型補正の事業でありまして、JA京都が色彩選別機を導入する費用について、国が50%、町が20%の計70%を支援するものでございます。

次に、第4目農地費、農業用施設整備事業は、先ほどと同様に国の大型補正に伴う事業となっており、総額で3,193万6,000円を追加いたしております。内訳としましては、第15節工事請負費では、24年度から3カ年間で実施を計画しておりました加悦地域のB線改修工事を国の補正予算を活用し、前倒しで実施するもので2,093万6,000円を追加するほか、第19節負補交では、府営事業で実施される滝・金屋地区の農業水利施設の改修工事を国が55%、府が25%、町が20%の負担割合で実施するもので、町の負担分の1,100万円を追加いたすものでございます。

次に、56ページから59ページにかけての第2項林業費、第2目林業振興費は、有害鳥獣対策事業など、各事業それぞれ実績見込みから、総額で1,334万5,000円減額いたしております。

次に、60、61ページの第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路維持費では、1月末の降雪などに伴いまして除雪回数がふえたことにより、除雪対策事業を1,000万円追加いたしております。

次のページにかけての第3目道路新設改良費では、道路新設改良事業で国の大型補正に伴う道路舗装路面性状調査費等を追加するほか、工事内容の精査や請負減なども含め、総額で653万3,000円追加いたしております。第3項河川費、第3目河川改良費では、河川改修事業で水路整備事業等の実績により、総額で1,040万1,000円減額いたしております。第5項都市計画費、第2目公共下水道費では、公共下水道一般経費、下水道特別会計繰出金を工事請負費の実績等により2,950万円減額いたしております。

飛びまして、66、67ページの第10款教育費、第2項小学校費では、小学校施設整備事業を減額いたしておりますが、これは加悦小学校体育館の雨漏り修繕を予定していましたが、複数の箇所から発生していることが判明しましたため、状況を精査することとし、本年度の整備を見送ることとしたものでございます。さらに小学校プール等改修事業費などの実績により、総額770万円減額いたしております。

次のページの第2目教育振興費では、国が理科、算数教育の振興を図るため、それぞれに必要な教材備品等の教育設備を整備できるよう緊急に補正予算が計上されましたので、本町としましても、この機会を活用し、理科、算数教育設備整備分、合わせて838万2,000円追加いたしております。

次に、72、73ページ、第12款公債費は、各種事業の起債発行額の確定等により、一時借入金利子を含む利子総額で1,790万5,000円減額いたしております。第14款予備費は204万1,000円減額し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。16、17ページをお開き願います。第1款町税は、第1項町民税、第2項固定資産税及び第4項町たばこ税を、それぞれ調定見込みにより追加、あるいは減額するなど、町税総額で4,500万円追加いたしております。第9款地方交付税は、普通交付税を交付決定により1,992万2,000円追加いたしております。

次のページの第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金は、子ども手

当の実績により同負担金を2,950万円減額いたしております。第2項国庫補助金は、第5目農林水産業費国庫補助金、第1節農業費補助金、過疎集落等自立再生緊急対策事業補助金を2,000万円追加いたしております。これは、歳出で申しあげましたように、国の大型補正に伴うもので、過疎集落の自立再生に資する事業に対して、補助金が全額交付されるものでございます。第7目土木費国庫補助金、第1節道路橋りょう費補助金では、道路改良事業費補助金を1,500万円追加いたしております。これも、先ほど同様に国の大型補正に伴うもので、通学路等の安全対策、道路舗装路面性状調査費等に対して補助金が交付されるものでございます。

次に、20、21ページ、第14款府支出金、第2項府補助金、第5目農林水産業費府補助金では、国の大型補正に伴う補助金を3,255万7,000円追加するほか、事業費の増減により各種補助金を整理するなど、総額で1,847万5,000円減額いたしております。

次のページにかけての第17款繰入金は、第1項基金繰入金を、総額で6,099万円減額いたしております。財政調整基金を4,000万円減額し、調整するほか、事業実績により基金繰入を調整いたしております。第19款諸収入、第4項雑入は、自治宝くじ市町村等交付金を770万9,000円追加するほか、京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合から、繰上償還が終了した収支残を市町村に返還されることとなり614万7,000円を追加するなど、総額で2,215万9,000円を追加いたしております。次に、第20款町債は、各事業の事業実績により、総額で5,030万円減額いたしております。なお、11ページの第3表地方債補正には同額を計上し変更、あるいは廃止いたしております。

次に、10ページには、第2表繰越明許費を計上いたしております。国の大型補正に伴う事業を翌年度に繰り越すほか、各種事業において、雪による事業実施のおくれや地元調整等に時間を要したことにより、次年度へ繰り越すことといたしております。今後も特別交付金、未来戦略一括交付金の決定により予算が変動することが想定されますが、例年と同様に3月末日の専決処分による処理をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

以上が、平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第26 議案第28号 平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第28号 平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は2,395万9,000円追加し、総額を12億6,528万円といたすものでございます。まず、歳出から、主なものについてご説明申し上げます。14、15ページをお開き願います。第1款総務費は、基金積立金で、財政調整基金積立金を1億7万3,000円追加いたしております。先ほど一般会計でご説明させていただきましたとおり、上水道への統合に向けて財政調整基金を、利子分を含み積み立てるものでございます。第2款維持管理費は、浄水場

等の施設管理の実績見込みから50万8,000円減額いたしております。第3款改良費は、入札による請負減などにより、第13節委託料及び第15節工事請負費を総額で7,041万円減額いたしております。

次のページにかけての第4款公債費は、改良事業の起債発行額の確定等により、一時借入金利子を含む利子総額で500万円減額いたしております。第5款予備費は23万5,000円減額し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第2款使用料及び手数料、第1項使用料は収入見込みにより549万6,000円減額いたしております。第3款国庫支出金は加悦並びに岩屋簡易水道施設整備事業の事業実績に伴い、総額で1,261万9,000円減額いたしております。第6款繰入金は、一般会計繰入金を財政調整分として9,500万円追加いたしております。第9款町債は、事業実績により総額で5,000万円減額いたしております。

なお、7ページ、第3地方債補正を計上し、同額変更いたしております。また、6ページの第2表繰越明許費を計上いたしております。京都府が実施しております府道温江加悦線の順気橋のかけかえ工事が工事延長されるに伴い配水管添架線工事を繰り越すものでございます。

以上が、平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案につきましても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第27 議案第29号 平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第29号の平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は9,660万円を減額し、総額を16億1,157万4,000円といたすものでございます。

まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。第2款維持管理費、第1項維持管理費は宮津湾流域下水道排水負担金を精算見込みにより減額するなど、総額で1,069万7,000円減額いたしております。第3款事業費、第1項下水道費、第1目公共下水道建設事業費は特環を総額8,190万8,000円減額いたしております。これは国庫補助金の内示額が補助要望額に対しまして大きく減額となったことに伴い、当初、実施する予定でありました工事範囲を縮小したことによるもののほか、委託料では認可変更委託料を精算により減額、設計監理委託料を認可変更業務の調整おくれにより皆減したことによるものでございます。第5款予備費は9万5,000円減額し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。11、12ページをお開き願います。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道費国庫補助金は、交付決定に伴い1,730万円を減額いたしております。第5款繰入金は、一般会計繰入金を公共、特環総額で2,950万円

減額いたしております。歳出で申し上げました負担金等の減額に伴い調整いたすものでございます。

以上が、平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案につきましても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第28 議案第30号 平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第30号の平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定のみでございまして、4,232万5,000円を追加し、総額を24億4,347万9,000円といたすものでございます。

それでは、歳出から主なものについてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第2款保険給付費は給付見込みにより追加、あるいは減額するなど調整し、総額で5,572万3,000円追加いたしております。保険給付費が大きく増額となった要因としては、在宅サービスなどのサービス利用者数が想定以上に伸びたことなどが主なものであります。

16、17ページから次のページにかけての第3款地域支援事業費につきましても、事業見込みや事業実績による不用額について総額で140万円減額いたしております。

次のページの第8款予備費は873万3,000円減額し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第1款保険料、第1項介護保険料は収入見込みにより426万7,000円追加いたしております。第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款府支出金までは交付見込額により、それぞれ追加いたしております。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は保険給付や各種事業の実績見込みから追加、あるいは減額するなど、総額で360万4,000円追加いたしております。第2項基金繰入金、第1目介護保険事業基金繰入金は、収支不足を補うため1,500万円追加し、調整いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案につきましても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第29 議案第31号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第31号の平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は事業勘定のみでございまして809万5,000円を追加し、総額を

30億7,169万8,000円といたすものでございます。

まず、歳出から主なものについて、ご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第8款保険事業費、第1項保険事業はがん検診委託料、人間ドック検査料を実績見込みから総額で341万5,000円追加いたしております。第12款予備費は478万円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第7款府支出金、第2項府補助金、第1目財政調整交付金はがん検診委託料の実績見込みから185万8,000円追加いたしております。第10款繰入金、第1項一般会計繰入金は、保険基盤安定分と財政安定化支援事業分を合わせて243万8,000円追加いたしております。第12款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料は第1目一般被保険者延滞金を収入見込みから325万8,000円追加いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。
議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第30 議案第32号 平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第32号の平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は157万9,000円を減額し、総額を2億4,466万5,000円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第2款後期高齢者医療広域連合給付金は、見込みにより追加、あるいは減額するなど、総額で37万9,000円減額いたしております。第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は120万円減額いたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第1款後期高齢者医療保険料は保険料の収入見込みにより総額で83万1,000円追加いたしております。第3款繰入金は、第1項一般会計繰入金を実績見込みから121万円減額いたしております。第5款諸収入、第2項償還金及び償還加算金、第1目保険料還付金は歳出と同額の120万円減額いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第31 議案第33号 平成24年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第33号の平成24年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）について、

ご説明申し上げます。

今回の補正は収益的収支並びに資本的収支の補正でございます。まずは、収益的収支からご説明申し上げます。5、6ページをお開き願います。収益的収入は第1款水道事業収益、第1項営業収益で水道使用料を317万円減額いたしております。第2項営業外収益では一般会計補助金を1万5,000円追加いたしております。これは水道事業会計で計上しています職員の児童手当分の不足額を追加するものでございます。収益的支出は第1款水道事業費用、第1項営業費用で配水管工事跡舗装復旧費を実績見込みから減額するなど、総額で85万7,000円減額いたしております。

次に、7、8ページの第2項営業外費用、第3目消費税は決算見込みから73万7,000円追加いたしております。次に、資本的収支について、ご説明申し上げます。今回の補正は資本的支出のみであり、第1次資本的支出第1項建設改良費、第1目拡張改良費を工事実績から898万7,000円減額いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで昼食のため13時30分まで休憩といたしますが、ご報告を申し上げておきますが、本日の、この閉議後におきまして全員協議会が開会されます。全員協議会の、また閉議後に議会活性化特別委員会が開会されますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、休憩に入ります。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午後1時30分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、本会議を再開いたします。

次に、日程第32 議案第34号 平成25年度与謝野町一般会計予算から日程第42 議案第44号 平成25年度与謝野町水道事業会計予算の11議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第34号から議案第44号までの平成25年度与謝野町一般会計予算ほか10件の予算について、一括してご説明を申し上げます。

平成25年度当初予算は、第1次与謝野町総合計画の後期基本計画及び第2次与謝野町行政改革大綱の初年度になることから、それぞれの計画を進めるための第一歩を踏み出す非常に重要な年になるというふうに認識いたしております。町を取り巻く経済状況は依然として厳しいものがあり、平成25年度の予算編成に当たっては、通常経費を5%圧縮するよう指示を行い、編成作業を進めてまいりました。しかしながら、全国的にも見られるように社会保障費の増大は避けて通れない現象であり、当町の予算におきましても、そのような影響から、当初の目標とした通常経費の5%圧縮には、残念ながら到達することができず、わずかの削減にとどまっています。

一方、一般職給与を一律3%、特別職は5%削減するとともに、投資的経費を大幅に抑制し、各種団体等への補助金についても一律5%カットをお願いするなど、住民の皆様にも痛みを伴う緊縮型予算となっています。また、国におきましては、予算や制度の動向が政権交代により、目

まぐるしく変遷し、今般、新たな経済対策に期待ができる状況が生まれております。しかしながら、現段階では当初予算に確実に反映できるものはないため、内容が明確になった時点で、補正予算等で対応させていただきたいと考えております。

このように平成25年度予算は緊縮型予算としながらも防災対策、浸水対策、学校施設や通学路の安全対策、DV被害者支援対策、自殺防止対策など、住民の安心・安全を最優先とする予算となるよう努めてまいりました。また、住民サービスの利便性向上を図るため、税等公共料金のコンビニ収納サービスを平成25年度中に導入することとし、準備作業を進めることといたしております。

それでは、まず予算の総額でございますが、予算書の表紙をめくっていただきますと、各会計予算額表をつけておりますのでごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

まず、一般会計の総額は109億9,100万円でございまして、平成24年度予算と比較いたしますと、2.1%、2億3,540万円の減額となっております。また、そのほかの九つの特別会計を合わせた総額は196億2,288万2,000円でございまして、2.6%、5億2,945万3,000円の減額となっております。

水道事業会計では、収益的支出・資本的支出の総額が2億4,682万4,000円となっており、16.0%、4,701万9,000円の減額となっております。

それでは、平成25年度予算の中身について、平成25年度当初予算(案)資料として、主要事業をつけておりますので、資料の1ページをお開き願います。この中の特徴的な事業についてご説明を申し上げます。

まず、一般会計でございますが、総務費では、人事評価システム導入事業を掲載いたしております。人事評価の取り組みにつきましては、全国的にも、また、近隣市町でも導入が進んできているところであり、その目的は職員配置の適材適所を把握することはもちろんのこと、職員のモチベーションを向上させることが大きな目的でございます。次に、男女共同参画事業では、昨年実施いたしました、すこやか子育てミーティングでの意見、提案を踏まえまして、職員の手づくりでわかりやすい子育て支援マップの作成を進めており、活用していただけるよう考えております。また、第3回目を迎える全国女性町長サミットを、この与謝野町で開催することとし、その関連経費を計上いたしております。

次に、丹後建国1300年記念事業では、平成25年が丹後の国が建国されてちょうど1300年の節目の年となることから、舞鶴市以北の3市2町で記念事業を実施することといたしております。

次のページの民生費では、DV被害者等緊急一時避難支援事業として、近年、相談が急増しております配偶者、児童、障害者等へのDV被害や虐待の対応策として、一時避難に必要な支援を行うとともに、引き続き広域的な連携も進めてまいりたいというふうに考えております。

衛生費では、子宮頸がんワクチン等を全額公費負担で接種いただけるよう、同接種事業を継続いたします。また、宮津与謝の1市2町で、宮津与謝環境組合を本年4月に設立し、広域ごみ処理施設の建設に向けて、建設候補地の地元調整、環境調査等を順次進めていくことといたしております。

次に、労働費では、緊急雇用対策事業を掲げております。平成24年度の国の経済対策であり

ます震災等緊急雇用対応事業を活用し、従来の基金事業であります重点分野雇用創造事業が期間延長されました、それに伴い環境に優しいお米販売促進事業や、不法投棄監視町内巡回事業など7事業を実施し、雇用の確保に努めていくことといたしております。

農林水産業費では、農業振興地域整備計画策定事業を掲げおりますが、昨年度からの継続事業として、引き続き与謝野町としての整備計画を策定するものでございます。命の里事業では、昨年度に引き続き京都Xキャンプ事業を実施することといたしておりますが、新たな学生のアイデアにより、京都市内の出町商店街の学生拠点施設を活用し、与謝野町産品の宣伝販売施設としての活用を考えております。

次に、商工費では、さまざまな消費者トラブルの相談やあっせん窓口として、宮津市役所内に宮津与謝消費生活センターを設置しており、消費生活推進事業を継続することといたしております。また、中小企業振興基本条例の施行から間もなく1年が経過しようとしておりますが、現在、産業振興会議におきまして、条例の推進及び産業振興ビジョンの具現化につきまして、重点項目の絞り込みを行っていただいております。産業振興会議からの提案を踏まえながら、町ぐるみで産業振興を図れる方策を検討してまいりたいと考えており、引き続き商工業振興対策事業や金融支援事業を継続することといたしております。

観光面では、京都府北部地域への観光客の誘客対策として、「海の京都」観光推進事業を広域で展開していくこととし、与謝野町でも観光案内看板の整備や観光パンフレットの外国語表記などに取り組んでいくことといたしております。

4ページの土木費では、耐震診断補強事業として、個人の家屋の耐震化の促進を引き続き進めるとともに、主要町道や各区から要望のある路線の改良工事を計画的に実施することといたしております。また、河川改修事業では、懸案でありました、明石地区の常習浸水地対策や幾地地区の排水路整備を実施することといたしております。そのほかにも道路維持補修工事では、通学路の交通安全対策を早急に進めることといたしております。

消防費では、年々、消防団員の確保が難しくなっており、新たに消防団協力事業所表示事業に取り組むことといたしております。これは消防団確保にご協力いただける民間事業所に表示看板を設置していくことといたすものでございます。また、国の原子力災害等への対応方針が二転三転する中ではありますが、与謝野町の地域防災計画について、できるものから見直しを進めることといたしております。

次に、教育費では、不登校やひきこもりで悩む子供たちや保護者の方へ適切な指導、助言ができるよう、引き続き適応指導教室を実施いたします。小・中学校施設整備事業では、加悦中学校の改築に向けての実施設業務を行うとともに、各学校の校舎、プール等の改修を行うことといたしております。また、地区公民館整備事業では、地域コミュニティの拠点として明石地区公民館の新築に向け用地造成工事を実施することといたしております。

最後に、大江山運動公園体育館改修事業を掲げております、本体育館は昭和61年に建築されたものですが、屋根等の老朽化が著しく、雨漏り等が発生するなど、利用に支障を来していることから、大規模改修を行い、安全に安心して利用していただける環境整備に努めるものでございます。以上が、一般会計の主なものでございます。

次に、特別会計についてでございますが、主要事業に掲げておりますように、簡易水道特別会

計や下水道特別会計では、それぞれの整備計画により、計画的に事業を実施することとしております。また、主要事業には掲載いたしてはおりませんが、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計など特別会計の運営が非常に厳しさを増している状況ですので、一般会計からの繰り入れができるだけ抑制できるような制度設計をしていく必要があると考えております。以上が、平成25年度予算の概要でございます。

冒頭、申し上げましたように、平成25年度の予算は大変逼迫した非常に厳しい財政状況であり、予算総額は抑制しているものの、財政調整基金から4億2,000万円を繰り入れなければ予算が組めないといった状況となっております。したがって、住民の皆様にもご協力をお願いし、この難局を乗り切っていかなければならないと考えており、持続ある行財政の確立に向け、総力を挙げて取り組んでまいりますので、町民の皆さんをはじめ、議員の皆さんの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。新年度予算の提案説明とさせていただきます。

なお、この後、副町長から、予算の中身につきまして、具体的な説明をさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） それでは、引き続き副町長からの説明を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） それでは、私から予算の具体的な中身について、特徴的なものに絞ってご説明させていただきます。

まず、一般会計予算の総額ですが、1ページ、第1条に掲げておりますように109億9,100万円といたしております。

それでは、一般会計の歳入からご説明申し上げます。予算書の13、14ページをお開き願います。第1款町税でございますが、第1項町民税から第5項都市計画税まで、総額17億9,300万円を計上いたしております。前年度当初予算に比較しまして4,300万円の増額でございます。中身としましては、個人の町民税現年度分の所得割で3,939万円、町たばこ税で1,670万円の増額、一方、法人税の法人税割で675万円、固定資産税の現年度分の土地が810万円の減収になると見込んでおります。

第2款地方譲与税から、次のページの第8款地方特例交付金は、地方財政計画の伸び率などにより算定し、計上をいたしております。第9款地方交付税は、普通交付税を49億円、特別交付税を3億円計上いたしております。普通交付税は国の出口ベースでは3,900億円程度の減とされており、地方公務員給与削減分も含めた減額となっております。当町では公債費算入分等が伸びる見込みとしているものの、安全側をとり、平成24年度の交付決定額より1億600万円程度の減額を見込んで計上いたしております。

15ページから17ページにかけての第11款分担金及び負担金は、養護老人ホーム入所措置費負担金、保育料など総額で1億5,206万2,000円を計上いたしております。第12款使用料及び手数料は3億3,242万2,000円計上いたしております。中でも、第1目有線テレビ施設使用料並びに同インターネット使用料につきましては、昨年度からさらに170万円程度の増額を見込んでおります。

次に、21ページから23ページにかけての第13款国庫支出金でございますが、総額で6億7,547万3,000円を計上いたしております。第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担

金、第3節児童福祉費負担金では、児童手当負担金を2億7,244万円計上いたしております。第2項国庫補助金は道路改良事業や伝統的建造物群保存対策事業など、各種補助事業にかかります補助金として、総額で1億1,384万2,000円計上いたしております。なお、国の緊急経済対策に伴う地域の元気臨時交付金は、交付額等が、現時点では明確ではありませんので、今後の補正予算で対応させていただきたいと考えております。

次に、第14款府支出金でございますが、総額で6億8,514万9,000円を計上いたしております。特徴的なものとしましては、25、26ページの労働費府補助金で緊急雇用対策事業補助金を、昨年度より667万円増額の2,076万2,000円を計上いたしております。これは、先ほども町長からご説明申し上げましたように、平成24年度の国の経済対策により震災等緊急雇用対応事業が設けられました。それを活用し、従来の基金事業であります重点分野雇用創造事業が期間延長されましたことに伴い、京都府が基金に積み増しを行い、雇用対策の財源といたすものでございます。当町では、環境に優しいお米販売促進事業や、不法投棄監視町内巡回事業など、7事業に絞って実施することといたしております。農林水産業費府補助金では、明日の京都村づくり事業費補助金を495万円計上いたしております。集落営農組織の拠点施設整備や6次産業化施設の整備に対して、京都府が2分の1を補助するもので、温江地区で集落営農組織の立ち上げ拠点施設整備に取り組んでいくことといたしております。

次に、31、32ページの第17款繰入金は、基金繰入金を総額で4億3,648万6,000円計上し、取り崩すことといたしております。中でも町長も申し上げましたように、大変逼迫した財政状況であることから、財政調整基金から4億2,000万円を繰り入れることといたしております。

次に、36ページにかけての第19款諸収入は、総額で2億120万9,000円計上いたしております。主なものは、制度融資等により貸付金元利収入や自治宝くじ市町村等交付金、豆っこ肥料売上金、給食費実費徴収金などの雑入等でございます。第20款町債は、総額で11億2,850万円と、昨年度より4億3,580万円の大幅減額といたしております。そのうち普通交付税から振りかえとなる臨時財政対策債は4億8,000万円でございます。以上が歳入でございます。

続いて、歳出の主立ったものをご説明申し上げます。39ページからの第1款議会費につきましては、特に申し上げることはございませんが、通常経費の5%カットの取り組みに議会費もご協力をいただいたところでございます。

41ページから92ページまでの総務費、第1項総務管理費では、人件費等の一般管理費、広報発行のための文書広報費、3庁舎の維持管理費などの財産管理費、住民自治活動支援事業としての自治振興補助金のほか、67、68ページの第10目情報システム費、電算システム整備事業では、住民サービスを行うための基幹システムを更新するための経費として7,290万3,000円を計上いたしております。新たなシステムでは、町長も申し上げましたとおり、納税者等の利便性向上のためのコンビニ収納も機能として装備したものとなっております。

次に、93ページからの第3款民生費でございます。第1目社会福祉総務費では、97、98ページのDV被害者等緊急一時避難支援事業で、近年、増加傾向にあるDV被害者等に対する支援を引き続き行うことといたしております。なお、108ページには、障害者へのDV被害

も絶えないことから、同様の事業を計上いたしております。

99ページからの第2目障害福祉費は障害福祉サービス事業をはじめ各種事業を国や府の補助金を受けながら実施することとし、総額で7億1,875万9,000円計上をいたしております。なお、102ページの障害福祉サービス事業の中には、第13節委託料で入院時コミュニケーション支援事業委託料を95万6,000円計上いたしております。重度障害者の方が入院された際、ヘルパーによる生活支援を受けていただけるよういたすものでございます。また、次のページの身体障害者等日常生活用具給付事業では、障害者手帳に該当しない難聴児の方に、認定児と同じ負担率で補聴器が利用していただけるよう、町の独自施策で支援することとし、難聴児補聴器給付費を61万1,000円計上いたしております。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費では、124ページに、子ども・子育て支援事業計画策定事業を178万8,000円計上いたしております。子ども・子育て支援法の施行に伴い、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられており、子ども・子育て会議というようなものを設置し、ニーズ調査を実施することといたしております。この会議は、計画策定の場のみならず、今後の保育所、幼稚園のあり方についての議論もいただければと考えております。

次に、131ページからの第4款衛生費でございます。135ページからの第2目予防費では母子保健事業、予防接種事業、健康診査事業など、総額で9,977万8,000円計上いたしております。なお、昨年度までは、子宮頸がんワクチン等接種事業を上げておりましたが、国の助成制度の見直しにより、定期接種化されましたので、予防接種事業の中に包括いたしております。なお、現在は住民健診も無料とし、予防接種も、わずかの負担で受けていただいておりますが、これらのサービスについては、一定見直しも必要と考えておまして、応分の受益者負担を検討していくことといたしております。

144ページの第3目環境衛生費、地球温暖化対策事業では、公共施設等の照明のLED化を継続して進めていくことといたしております。第2項清掃費では、152ページの第2目塵芥処理費で宮津与謝環境組合負担金を設け、4月に設立します一部事務組合への分担金を6,416万3,000円計上いたしております。組合では候補地となります地元や地権者との調整、環境調査など広域ごみ処理施設建設へ向けての準備を順次進めていくことといたしております。

次に、第5款労働費でございます。157ページからの第2目雇用対策費は、歳入で申し上げましたように、国の経済対策による震災等緊急雇用対応事業で、京都府が積み増しされた基金を活用し、現下の厳しい雇用情勢に配慮して、不法投棄等町内巡回事業など七つの事業を実施するなど、総額で2,493万3,000円を計上いたしております。

次に、第6款農林水産業費でございます。167ページの第1項農業費、第3目農業振興費は、総額で1億5,935万2,000円を計上いたしております。昨年度からの継続事業として農業振興地域整備計画策定事業に450万円を計上し、新町としての整備計画を策定することといたしております。また、平成24年度までとしていました、京野菜こだわり産地支援事業を継続し、農業の経営安定のためのパイプハウス整備を支援することといたしております。自然循環農業推進事業では、大変うれしいニュースが飛び込んでまいりました。皆さんもご存じのように2012年産の丹後産コシヒカリが、このほど、日本穀物検定協会、全国の食味ランキングで、

2年連続となる最高ランクの「特A」に選ばれました。これで10回目となり、2けたになりますのは、西日本では初めてであるということでございます。このことは多くの農家の皆さんを勇気づけるものであるとともに、販路拡大にも大きなチャンスになるものと考えております。農家の皆さんをはじめ、関係者の皆様のご努力に敬意を表します。

178ページでは、明日の京都村づくり事業を663万2,000円計上いたしております。これは、新たな取り組みとして、地域ぐるみで地域資源を活用した元気な村づくりを行うため、集落営農組織を立ち上げるとともに、拠点施設を整備するもので、温江地区で実施することといたしております。また、180ページの第4目農地費、農業用施設整備事業では、第13節委託料で農村環境計画策定業務委託料を900万円計上いたしております。老朽化が著しい基幹的水利施設、ファブリ井堰を計画的に改修するため、農村環境計画を策定の上、施設の長寿命化に努めることといたしております。

187ページからの第2項林業費、第2目林業振興費は、総額で6,957万7,000円を計上いたしております。有害鳥獣対策事業では、防除施設設置事業などの取り組みを継続して実施することといたしておりますが、フェンス設置につきましては、平成25年度をもっておおむね完了するものと考えております。その下の町行造林事業では事業委託料等を計上いたしておりますが、森林組合との契約が5年間の長期に及ぶことから、7ページに第2表債務負担行為を設定いたしております。

次に、195ページからの第7款商工費でございます。197ページからの第2目商工業振興費は、総額で8,628万9,000円を計上し、商工業の振興を図ることといたしております。平成24年度から運転資金へも拡充しました経営安定緊急対策利子補給制度は、平成25年度も継続していくことといたしております。第3目商工施設管理費では、204ページから次のページへかけての染色センター管理運営事業で染色センタートイレ改修工事費を700万円計上いたしております。町内外から多くの方々にご利用いただいておりますが、特に女性の利用がほとんどでございますが、男女のトイレを区別した構造に改修を行うものでございます。第4目観光費は、総額で2,510万5,000円計上いたしております。舞鶴港への大型客船の寄港に伴う観光客の受け入れや京都縦貫自動車道の全線開通に合わせ、京都府北部の観光振興を図ることを目的に、海の京都観光推進事業が広域で展開されることになり、与謝野町においても観光案内看板の整備や観光パンフレットの外国語表記などを進めることといたしております。

次に、219ページからの第8款土木費でございます。土木費の中の道路改良、河川改修、街路整備等の事業につきましては、ほとんどの事業が継続して計画的に進めている工事や各区の要望に順次応える形で進める工事でございます。そのような中で、226ページの道路維持補修事業では、道路維持補修工事費を1,300万円計上し、引き続き通学路の安全対策や老朽化した舗装修繕工事を実施することといたしております。

232ページの河川改修事業では、懸案でありました幾地地区の常習浸水地対策として排水路の整備を引き続き実施するとともに、明石地区の明石川上流域の対策として用地測量を実施することといたしております。

236ページから次のページにかけての都市公園管理運営事業では、第15節工事請負費で都市公園維持補修工事費を780万円計上いたしております。これは、男山八幡公園の公衆便所の

水洗化工事等を実施し、利用者の利便性向上に努めるものでございます。

次に、241ページからの第9款消防費でございます。243ページの第3目消防施設費は消防施設等整備事業で防火水槽や消火栓の整備、岩滝第1分団の消防ポンプ車の更新など、消防施設整備5カ年計画に基づき計画的に整備することといたしております。

248ページの第5目災害対策費、地域防災計画策定事業は950万円計上いたしておりますが、これは東日本大震災を教訓とし、地震、津波、原子力対策等に対応できるよう地域防災計画の見直しを昨年度に引き続き行うものでございます。国では平成25年度以降も、順次防災基本計画の改定など、防災体制の強化が引き続き進められるため、町におきましても引き続き地域防災体制の強化を進めていきたいと考えております。平成25年度では地域防災計画の部分修正や洪水ハザードマップの見直しを進めていきたいと考えております。

次に249ページからの第10款教育費でございます。学校教育、社会教育、社会体育、学校給食に必要な予算を計上しております。258ページの第1項教育総務費、第3目教育振興費では適応指導教室事業を378万9,000円計上いたしております。昨今、不登校やひきこもり、いじめ問題など、多くの課題がありますが、本事業以外にも教育委員会で実施しています教育相談事業や、各中学校で実施しています教育相談など、一人で悩みを抱えるのではなく、どんなささいなことでも相談いただけるよう体制づくりを強化いたしております。

266ページの第2項小学校費、第1目小学校管理費の小学校施設整備事業では、各小学校の校舎やプールの改修工事を、それから、274ページの第3項中学校費、第1目学校管理費の中学校施設整備事業では加悦中学校の改築事業に向けての実施設設計業務を行うことといたしております。町長も申し上げましたとおり、一日も早い竣工に向けて最大限の努力をしていく所存でございます。次に、第5項社会教育費、第2目公民館費では、292ページの地区公民館整備事業を1,298万円計上いたしております。明石地区の公民館の整備に向けて測量設計、造成工事を行うものでございます。地域コミュニティの拠点施設として活用される施設になりますことを期待いたしております。

最後に314ページの第6項保健体育費、第2目社会体育施設管理費の屋内体育施設管理運営事業では大江山運動公園体育館の屋根が経年劣化に伴い破損が著しいため、雨漏り等が発生しており、利用に支障を来しております。よって、大規模改修を行うこととし、改修工事費等の改修経費を1億155万7,000円計上いたしております。以上、簡単ではございますが、一般会計の概要説明とさせていただきます。

次に、簡易水道特別会計についてご説明申し上げます。予算書の326、327ページをお開き願います。予算総額は9億6,340万円といたしております。333ページの歳入でございますが、第2款使用料及び手数料の水道使用料は年々減収傾向にありますので、3億1,021万円の見込みといたしております。第3款国庫支出金は、加悦及び与謝の施設整備事業補助金を合わせて6,483万9,000円を計上いたしております。一般会計からの繰入金は1億6,720万円を予定いたしております。そのほかでは府支出金、諸収入、町債などを計上いたしております。

次に、歳出でございますが、第1款総務費は、職員人件費などを計上いたしております。339ページの第2款維持管理費は、施設管理費として光熱水費や保守点検委託料などを計上い

たしております。341ページの第3款改良費は、総額で4億5,468万5,000円を計上いたしております。加悦簡易水道施設整備事業を継続して実施するとともに、与謝簡易水道施設整備事業を新規に実施することといたしております。与謝簡易水道施設整備事業については、桜内、奥滝、峠の各簡易水道を与謝簡易水道に統合して整備することとし、与謝浄水場の電気計装設備や奥滝浄水場、峠浄水場の改良を行うことといたしております。

次に、予算書349ページ、宅地造成事業特別会計についてご説明を申し上げます。予算総額は1億2,577万円といたしております。現在は、分譲宅地用地全てを土地開発基金で保有しており、その全ての土地25区画を基金から買い戻す予算と、全てを売却する予算が、それぞれ同額計上いたしているものでございます。なお、平成24年度で土地の再評価を行い、その評価額により価格の引き下げを行っておりますので、昨年度と比較して5,000万円弱の減額となっております。平成24年度の途中から分譲宅地紹介手数料交付事業も導入しておりますので、引き続き分譲宅地の販売促進に努めることとし、それらの経費につきましては、一般会計の土木費で計上いたしております。

次に、下水道特別会計についてでございますが、360ページをお開き願います。予算総額は1億6,363万円でございます。367ページからの歳入でございます。主なものといたしましては、第1款分担金及び負担金で受益者分担金及び受益者負担金を1,889万円、第2款使用料及び手数料で下水道使用料を2億4,638万4,000円、第3款国庫支出金は特定環境保全公共下水道分の下水道事業補助金として5,300万円、第5款繰入金は一般会計からの繰入金8億2,730万円、369ページの第8款町債4億6,280万円などでございます。

次に、歳出でございますが、375ページから380ページにかけて第2款維持管理費では、公共、特環、それぞれ第13節委託料に下水道等事業包括的民間委託導入可能性調査業務委託料を、総額で500万円計上し、施設管理や事務の民間委託の可能性について検討していくことといたしております。

381ページの第3款事業費、第1目公共下水道建設事業費は、公共、特環合わせて総額で1億7,840万円を計上いたしております。公共分の面整備は完了しており、公共ます新設工事を、また、特環分は石川、温江地区の面整備等を計画的に実施することといたしております。

次に、農業集落排水特別会計ですが、391ページをお開き願います。予算総額は3,810万円でございます。

398、399ページの歳入でございますが、第3款府支出金は、温江地区農業集落排水事業に係ります農業集落排水事業推進交付金を531万円計上いたしております。これは、過去の施設整備分に対する交付金が5年分割で交付されるものでございます。第5款繰入金は一般会計繰入金を1,576万円計上いたしております。次のページの第8款町債は資本費平準化債を920万円計上いたしております。

次に、歳出につきましては404ページからの第2款維持管理費では、総額で879万3,000円を計上いたしております。維持管理のみとなっておりますが、水洗化率の向上に向けまして、引き続き努力をしてみたいと考えております。

次に、411ページからの介護保険特別会計についてご説明を申し上げます。412ページの事業勘定でございますが、予算総額は2億4,740万円でございます。

418ページの歳入、第1款保険料は総額で4億985万8,000円を見込んでおります。第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款府支出金につきましては、それぞれ負担割合が定められておりますので、その割合に基づき計上をいたしております。次のページの第7款繰入金の第1項一般会計繰入金は、総額で3億5,200万5,000円を計上いたしております。また、第2項基金繰入金は介護保険事業基金繰入金を2,500万円繰り入れし、財源調整を行っております。

歳出につきましては、426ページから429ページにかけての第2款保険給付費の第1項介護サービス等諸費は総額で21億1,144万4,000円を計上いたしておりますが、これは要介護者の費用として充てるものでございます。次のページにかけての第2項介護予防サービス等諸費につきましては、1億689万円を計上しておりますが、これは要支援者の費用ということでございます。以上、大変簡単ですが、事業勘定の説明とさせていただきます。

442ページからのサービス事業勘定につきましては、予算総額は1,157万円でございます。内容につきましては、居宅サービス計画に係る歳入歳出が主なものとなっております。

次に、土地取得特別会計についてご説明を申し上げます。461ページの歳入は土地開発基金預金利子、前年度からの繰越金を計上し、463ページの歳出では、土地開発基金への積立金1万円を計上いたしております。

次に、466ページからの国民健康保険特別会計についてご説明を申し上げます。予算総額は、事業勘定が29億310万円、直営診療所勘定が9,800万円でございます。

475ページからの事業勘定、歳入からご説明を申し上げます。第1款国民健康保険税は、平成23年度から年次計画で徐々に税率を改正させていただくこととしておりましたが、平成24年度の療養給付費の動向が減少傾向にあることから、平成25年度は税率を据え置くこととし、総額で5億7,523万1,000円を見込んでおります。また、平成26年度以降においては、厳しい財政状況にあることをご理解いただき、税率改正も視野に入れながら状況を見きわめてまいりたいと考えております。

次に歳出でございますが、483ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項療養諸費は総額で16億9,598万3,000円を計上いたしております。この保険給付費につきましては、平成24年度の一人当たりの実績見込みにより算定をいたしております。

次に、491ページの第8款保健事業費、第1目特定健康診査等事業費は総額で3,438万7,000円を計上いたしております。国保加入者の方の特定健診費用を計上いたしましたものでございます。

次に、505ページ、直営診療所勘定の歳入でございますが、第1款診療収入、第1項外来収入は総額で7,105万4,000円を見込んでおります。第2款サービス収入、第1項給付費収入、第1目居宅介護サービス費収入は理学療法士による訪問リハビリテーションの事業実施に伴う収入を480万4,000円見込んでおります。平成24年度で完成をいたしますリハビリ棟を拠点に理学療法士2名体制で行っていくことといたしております。第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は2,100万円を計上いたしております。

次に、509ページからの歳出につきましては、職員人件費、医師報酬や医薬品の購入等の運営経費を計上いたしております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。521ページをお開き願います。予算総額が2億5,740万円でございます。歳入につきまして527ページでございますが、第1款後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収と普通徴収を合わせまして総額で1億6,000万円を見込んでおります。これは広域連合で試算した与謝野町の保険料を計上いたしております。第3款繰入金、第1項一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金を合わせて9,519万円計上いたしております。

529ページの歳出でございますが、歳出のほとんどを占めます第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては2億5,010万円を計上いたしております。内訳といたしましては、広域連合の分賦金分の850万円、保険料として徴収いたします現年度分、過年度分を合わせた負担金を1億6,000万円、そして、一般会計からの保険基盤安定繰入金分の8,160万円でございます。

次に、財産区特別会計でございますが、534ページをお開き願います。予算総額は8,316万6,000円でございますが、歳入につきましては、540ページにまとめて一括計上いたしております。また、546ページからの歳出でございますが、各財産区から提出いただきました予算を各事業として計上いたしております。

最後に、水道事業会計についてご説明を申し上げます。559、560ページをお開き願います。まず、収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収益、第1目給水収益の水道使用料につきましては、大幅な減収と見込み1億4,180万2,000円といたしております。

次のページの支出では、事務事業にかかる経費、維持管理にかかる経費を計上させていただいております。569ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入、第2項分担金は、水道加入負担金を50万円見込んでおります。次のページの支出では、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目拡張改良費で、昨年度施工区間の舗装復旧工事費を1,050万円計上いたしております。第2目配水管事業費は、男山のフクヤ前交差点からローソンまでの約320メートル間の配水管新設工事費1,530万円計上いたしております。

以上、はしょった説明になりましたが、全会計の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案につきましても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

私のほうから午前中の発言につきまして、私の訂正を皆さんにしておきます。

税機構の報告事項の中で副広域連合会長の選任につきましては、私、大きな間違いをしまして、河井規子さんでございます。京丹後市の中山市長は広域連合の連合長でありまして、間違ったことを報告しまして、まことに申しわけございませんでした。

それでは、本日は、これにて散会をいたします。

次回は、3月11日、午前9時30分から開議いたしますのでご参集のほどよろしくお願いいたします。

お疲れさまでございました。

(散会 午後 2時31分)